平成２４年（フ）第４０２５号
東京都目黒区八雲４丁目８―11
破産者　赤池　英二
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５号
大分県佐伯市大字上岡字中村2768番地の１
破産者　マルコー運輸株式会社
1　決定年月日　平成24年８月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２３年（フ）第２３３４号
札幌市中央区北１条東２丁目５番地８
破産者　有限会社遠藤青写真工業所
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３３５号
札幌市中央区北１条東２丁目５番地８
破産者　有限会社藤和商会
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９１号
名古屋市東区東桜１丁目10番９号
破産者　株式会社アミティエ
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０８号
愛知県北名古屋市沖村西ノ郷245番地
破産者　有限会社サンコウシン
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３０１号
広島市安佐南区東野２丁目22番10号
破産者　有限会社ティーエス工房
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２３６号
群馬県館林市西美園町794番地23
破産者　株式会社真誠
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第５７号
静岡県富士市石坂389番地の75　メゾンドクラッセ302号、開始決定時の住所静岡県富士市神谷新町241番地の２
破産者　増田　久雄
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１５１号
和歌山市島26番地の100、商業登記簿上の本店所在地和歌山市北野442番地
破産者　有限会社山本電化ハウス
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１５９号
和歌山県有田市糸我町西967番地の２
破産者　有限会社アリタルーフ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５８号
岡山市北区北長瀬表町３丁目１番12号
破産者　株式会社お仕事カフェ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８４号
岡山県備前市香登本258番地の１
破産者　有限会社ハウスリフォーム
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１６８号
岡山県瀬戸内市邑久町福元608番地205
破産者　相澤　洋子
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４号
香川県高松市高松町2187番地１
破産者　有限会社齋藤
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３９７号
香川県高松市香南町横井122番地１
破産者　有限会社エスピーエンタープライズ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第５２８号
松山市小坂３丁目４番８号
破産者　株式会社ナサウェーブ
1　決定年月日　平成24年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第７２６号
札幌市中央区南７条西６丁目２番地２　ベルサエレンシア1103号
破産者　三好　克昇
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９７５号
札幌市中央区南１条西20丁目２番５―801号
破産者　池田多佳子
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９０号
盛岡市永井13地割82番地２
破産者　小笠原康成
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第２８５４号
愛知県尾張旭市南本地ケ原町１丁目58番地ユタカハイツＡ―203、開始決定時の住所愛知県瀬戸市下陣屋町28番地の８
破産者　河合　津富
1　決定年月日　平成24年８月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部